

○天理市体育施設条例

平成25年3月29日条例第17号

改正

平成25年12月27日条例第31号

平成27年3月20日条例第16号

平成28年3月24日条例第27号

平成29年12月22日条例第32号

令和元年6月28日条例第16号

天理市体育施設条例

(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、天理市体育施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 天理市体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈良県天理健民運動場	天理市西長柄町595番地
天理市白川ダム運動場	天理市檜町895番地
天理市二階堂運動場	天理市嘉幡町520番地
天理市福住運動場	天理市福住町4792番地26
天理市天理ダム運動場	天理市下仁興町458番地1
天理市立総合体育館	天理市西長柄町595番地
天理市立二階堂体育館	天理市嘉幡町520番地
天理市立三島体育館	天理市三島町140番地1
天理市立庭球場	天理市西長柄町595番地
天理市グラウンド・ゴルフ場	天理市杉本町150番地

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定

により、体育施設の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（利用日及び利用時間）

第4条 体育施設の利用日及び利用時間は、市長が規則で定める。

（業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 体育施設及び附属設備（以下「体育施設等」という。）の利用の許可等に関する事。
- （2） 体育施設等の維持管理（大規模な改修に係るものを除く。）に関する事。
- （3） その他体育施設等の管理に関し市長が必要と認める業務

（利用の許可）

第6条 体育施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、体育施設等の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（許可の制限）

第7条 指定管理者は、体育施設等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- （1） 政治的又は宗教的活動が目的であると認めるとき。
- （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。
- （3） 施設、設備等に損害の生ずるおそれがあると認めるとき。
- （4） 管理上支障があると認めるとき。
- （5） その他不相当と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設等の

利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定により体育施設等の利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止した場合において、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

（利用料金）

第9条 利用者（天理市白川ダム運動場、天理市二階堂運動場及び天理市天理ダム運動場の利用者を除く。次条において同じ。）は、指定管理者に体育施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用の許可を受けた際に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、指定管理者に第1項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の還付）

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰すことができない理由によって利用できなくなったとき。
- (2) 公益上又は指定管理者の都合により利用の許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が利用日前2日までに利用の許可の取消しを申し出たとき。
- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、市長が規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(目的外利用等の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外に体育施設等を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第13条 利用者が特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用許可の取消し等があったときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第15条 体育施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(天理市民運動場条例等の廃止)

2 天理市民運動場条例（平成10年3月天理市条例第8号）、天理市健民運動場条例（昭和52年9月天理市条例第22号）、天理市立体育館条例（昭和55年3月天理市条例第3号）及び天理市グラウンド・ゴルフ場条例（平成19年6月天理市条例第16号。以下これらを「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、この条例の規定によりされた申請及び許可とみなす。
- 4 別表の規定は、この条例の施行の日以後の体育施設等の利用に係る利用料金から適用する。

附 則 (平成25年12月27日条例第31号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第11条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(天理市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の天理市体育施設条例の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、前項の規定による改正後の天理市体育施設条例の規定によりされた申請及び許可とみなす。

附 則 (平成28年3月24日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の天理市都市公園条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の天理市体育施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の有料公園施設及び体育施設の利用申請に係る利用料金から適用し、同日前の有料公園施設及び体育施設の利用申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年12月22日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の体育施設等の利用に係る利用料金から適用し、同日前の体育施設等の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月28日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の天理市文化センター条例、第2条の規定による改正後の天理市民会館条例、第3条の規定による改正後の天理市人権センター条例、第4条の規定による改正後の天理市コミュニティセンター条例、第5条の規定による改正後の天理市市民活動交流プラザ条例、第6条の規定による改正後の天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、第7条の規定による改正後の天理市自転車等駐車場条例、第8条の規定による改正後の天理市名阪高架下駐車場条例、第9条の規定による改正後の天理市産業振興館条例、第10条の規定による改正後の天理駅前広場条例、第11条の規定による改正後の天理市立公民館条例及び第12条の規定による改正後の体育施設条例の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後の天理市文化センター及び天理市民会館の施設及び設備等、天理市人権センター、天理市コミュニティセンター、天理市市民活動交流プラザ及び天理市産業振興館の会議室等、天理市名阪高架下駐車場、天理駅前広場並びに天理市立公民館（以下「天理市文化センター施設等」という。）の使用に係る天理市文化センター施設等の使用料、自転車等駐車場の利用に係る駐車料、廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料及び体育施設等の利用に係る利用料金について適用し、同日前の天理市文化センター施設等の使用料、自転車等駐車場の利用に係る駐車料、廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料及び体育施設等の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

体育施設等の利用料金

1 天理市長柄運動公園の各施設等利用料金

(1) 奈良県天理健民運動場の照明設備利用料金

利用単位	全点灯	6割点灯
30分当たり	2,770円	1,720円

備考

- 1 30分未満は、30分とみなす。
- 2 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(2) 天理市立庭球場利用料金

利用単位	利用料金	
コート1面につき1時間当たり	人工芝	510円
	照明設備	300円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(3) 天理市立総合体育館利用料金

区分			午前 (9:00～ 12:00)	午後 (13:00～ 17:00)	夜間 (18:00～ 21:00)	全日 (9:00～ 21:00)
主競技場	全面利用	入場料等を徴収しない場合	3,130円	4,400円	6,280円	12,560円

		入場料 等を徴 収する 場合	31,300円	44,000円	62,800円	125,600円
	床面積 の2分 の1の 利用	入場料 等を徴 収しな い場合	1,560円	2,200円	3,130円	6,280円
		入場料 等を徴 収する 場合	15,600円	22,000円	31,300円	62,800円
	床面積 の3分 の1の 利用	入場料 等を徴 収しな い場合	1,030円	1,460円	2,080円	4,180円
		入場料 等を徴 収する 場合	10,300円	14,600円	20,800円	41,800円
サブ競	全面利用		1,030円	1,460円	2,080円	4,180円
技場	個人利用		100円	150円	200円	
ボルダ リング 場	個人利 用	一般	200円	200円	200円	620円
		小人	100円	100円	100円	300円
	独占利用		2,080円	2,080円	2,080円	6,280円
選手控室			830円	1,030円	1,250円	2,930円
研修室			300円	410円	510円	1,150円
トレーニング室			2時間当たり 300円			

温水シャワー室	1回につき 100円
---------	------------

備考

- 1 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) その他これに準ずる場合
- 2 「個人利用」とは、利用者が1人又は数人で利用する場合で指定管理者が認めるものをいう。
- 3 「小人」とは、13歳未満の者をいう。
- 4 「独占利用」とは、「一般」、「小人」にかかわらず、利用者数が10人以上の団体が利用する場合をいう。
- 5 2時間未満は、2時間とみなす。
- 6 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(4) 天理市立総合体育館の附属設備及び器具の利用料金

種類	単位	利用料金		備考
		午前・午後・夜間 (各1回につき)	全日	
バスケットボール用具	1式	620円	1,560円	ボールを除く。
バレーボール用具	1式	200円	510円	ボールを除く。
バドミントン用具	1式	200円	510円	ラケット及びシャトルを除く。
テニス用具	1式	200円	510円	ラケット及びボールを除く。

卓球用具	1 式	200円	510円	ラケット及び球を除く。
フットサル用具	1 式	200円	510円	ボールを除く。
電光掲示板	1 式	1,030円	2,610円	
放送設備	1 式	1,560円	4,180円	
ステージ	1 式	1,030円	2,080円	
大型ベンチ	1 基		510円	
パイプ椅子	1 脚		50円	
備考 この表に掲げるもの以外の附属設備及び器具の利用料金の額は、類似する附属設備及び器具の利用料金の額に準じて指定管理者が市長の承認を得て算定した額とする。				

2 天理市福住運動場の利用料金

(1) テニス場利用料金

コート 1 面につき 1 時間当たり	510円
備考	
1 1 時間未満は、1 時間とみなす。	
2 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の 2 倍相当額とする。	

(2) 温水シャワー利用料金

1 回につき	100円
--------	------

3 天理市立二階堂体育館及び天理市立三島体育館の利用料金

(1) 体育館利用料金

利用単位	全面	半面	照明設備
1 時間当たり	510円	200円	300円
備考			
1 1 時間未満は、1 時間とみなす。			

2 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

（2） 附属設備利用料金

附属設備の名称	単位	利用料金 (1回につき)	備考
バスケットボール用具	1式	200円	ボールを除く。
バレーボール用具	1式	200円	ボールを除く。
バドミントン用具	1式	200円	ラケット及びシャトルを除く。
卓球用具	1式	50円	ラケット及び球を除く。

（3） 天理市立二階堂体育館温水シャワー利用料金

1回につき	100円
-------	------

4 天理市グラウンド・ゴルフ場の利用料金

（1） グラウンド・ゴルフ場利用料金

区分		9 : 00～13 : 00	13 : 00～17 : 00	9 : 00～17 : 00
個人利用	16歳未満及び65歳以上	200円	200円	360円
	一般	410円	410円	730円
独占利用	1コース	3,130円	3,130円	5,750円
	2コース	6,280円	6,280円	11,000円

備考 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

（2） 用具利用料金

品名	単位	利用料金
クラブ	1本	100円

ボール	1 個	50 円
-----	-----	------